

狭山市小規模工事受注希望者登録要領

1 目的

狭山市内の建設工事及び修繕工事の請負事業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていないなどの理由により、狭山市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成29年告示第134号、以下「規程」という。）に基づく入札参加の資格審査を受けることができない者を対象に、狭山市が発注する小規模な工事や修繕等（以下「小規模工事」という。）の受注を希望する者の登録を受付け、見積徴収の際の選定資料とすることにより、小規模事業者の受注機会の拡大を図るものである。

2 登録できる者

受注希望者名簿へ登録をすることができる者は、狭山市内に主たる事業所を有する法人または個人とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 市税およびその延滞金（以下「市税等」という。）を滞納している者
- (3) 規程に基づく入札参加資格者名簿（建設工事の請負）に登載されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

3 対象となる契約

狭山市契約規則（昭和58年規則第35号）第21条の規程により随意契約によることができる、予定価格が130万円を超えない建設工事及び修繕工事であり、その契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるものとする。

4 登録の方法

小規模工事の受注を希望する者は、次に定める書類を総務部契約検査課に提出しなければならない。

- ア 小規模工事受注希望者登録申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては代表者の身分証明書
- ウ 資格及び免許等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格者証や免許証等の写し
- エ 業務経歴書

5 登録の有効期間

登録の有効期間は市長が別に定める。ただし、登録の有効期間の途中で登録され

た者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

6 登録者名簿への登載

各月の20日（休日にあたる場合は、その前日）までに申請のあったものは、翌月の名簿に登載する。

7 登録事項の変更の届出

事業者は、申請事項に変更が生じた場合は、小規模工事受注希望者登録事項変更届（様式第2号）により、又は当該様式に準じ作成した書面により、遅滞なくその旨を届出すること。

8 登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている者が、2に規定する登録要件に該当しなくなった場合及び契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を抹消するものとする。

不正又は不誠実な行為等により名簿から抹消した者については、登録を抹消した日の翌日から起算して2年を経過するまで登録できないものとする。

9 契約保証金

この要領に基づく名簿に登録された者との契約締結に際しては、狭山市契約規則第30条第6号の規程に基づき、契約保証金の納付を免除する。

附 則

1 この要領は、平成12年2月1日から施行する。

2 この要領の施行の日から平成12年3月31日までの間においては、第2項第1号中「成年被後見人及び被保佐人」とあるのは「禁治産者及び準禁治産者」とする。

附 則（平成13年10月12日決裁）

この要領は、平成13年10月15日から施行する。

附 則（平成30年1月11日決裁）

この要領は、平成30年1月11日から施行する。

附 則（平成31年2月1日決裁）

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日決裁）

この要領は、令和2年3月2日から施行する。

附 則（令和4年2月17日決裁）

この要領は、令和4年2月21日から施行する。